第62期

定時株主総会招集ご通知

決議事項

第１号議案　**剰余金の処分の件**
第２号議案　**取締役７名選任の件**

ご案内

・議決権の行使は書面又はインターネットによる方法等で行っており、株主総会は当社ウェブサイトにて後日オンデマンド配信を実施します。
(https://www.sundrug.co.jp/)
・株主総会ご出席の株主様へのお土産はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

株式会社サンドラッグ
証券コード：9989

SUNDRUG

開催日時　2025年６月20日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

開催場所　東京都府中市緑町１-16-４
当社 研修センター２階 会議室

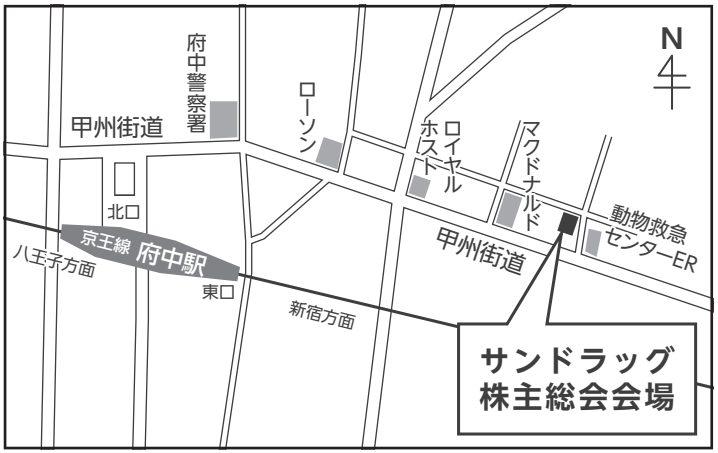

●京王線府中駅北口から徒歩約10分
●ご来場注意点
総会会場には、駐車スペースがないため、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

ネットで招集

本招集ご通知の主要なコンテンツをスマートフォン・タブレット端末から簡単にご覧いただける「ネットで招集」サービスを導入しております。こちらからも議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。左のQRコードまたは以下のURLよりアクセスください。
https://s.srdb.jp/9989/

証券コード　9989
2025年６月４日
(電子提供措置の開始日2025年５月28日)

株　主　各　位

東京都府中市若松町一丁目38番地の１
株式会社サンドラッグ
代表取締役社長 CEO　貞方　宏司

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第62期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第62期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
(https://www.sundrug.co.jp/ir/irdata/stockmeeting)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

ネットで招集（https://s.srdb.jp/9989/）

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
(https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)
上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、いずれの場合でも、2025年６月19日（木曜日）午後５時30分までに到着するよう議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　　2025年６月20日（金曜日）午前10時(受付開始：午前９時)
2．場　　所　　東京都府中市緑町　１－１６－４
　　当社　研修センター２階　会議室
3．目的事項
　報告事項　１．第62期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第62期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　　剰余金の処分の件
　　第２号議案　　取締役７名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

連結計算書類のうち、連結株主資本等変動計算書、連結注記表

計算書類のうち、株主資本等変動計算書、個別注記表

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

■ 議決権行使についてのご案内

- 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の議決権行使があったものとしてお取り扱わせていただきます。
- 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- インターネットによる方法で重複して議決権を行使された場合、または議決権行使書面による方法で重複して議決権を行使された場合は、いずれも最後に行使されたものを有効とさせていただきます。

株主総会にご出席いただける場合

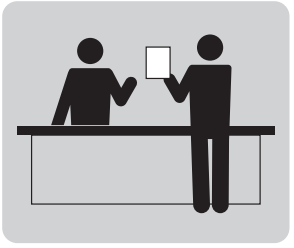

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、当日代理人により議決権を行使される場合は、他の議決権を有する株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

開催日時	**2025年6月20日（金曜日）午前10時 （受付開始　午前9時）**

株主総会にご出席いただけない場合

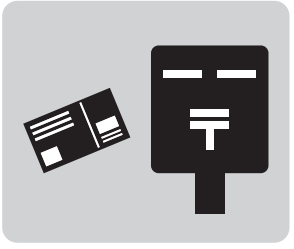

郵　送

議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

議決権 行使期限	**2025年6月19日（木曜日）午後５時30分到着分まで**

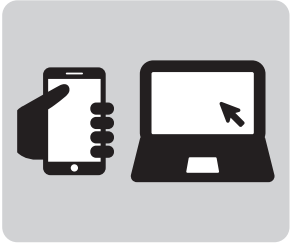

インターネット

詳細は **次ページ** をご覧ください

当社指定の議決権行使ウェブサイト（**https://soukai.mizuho-tb.co.jp/**）にて各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権 行使期限	**2025年6月19日（木曜日）午後５時30分行使分まで**

■ インターネットによる事前の議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

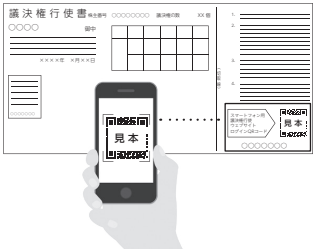

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

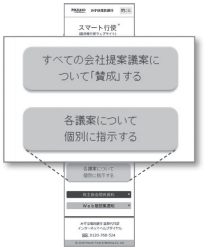

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト
https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

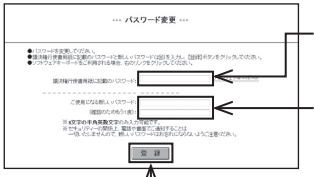

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

みずほ信託銀行　証券代行部

0120－768－524

(年末年始を除く9:00～21:00)

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第62期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金65円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は7,602,876,255円となります。
これにより、中間配当金65円を含めました当期の年間配当金は、１株につき、前期に比べ16円増配の130円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年６月23日（月曜日）といたしたいと存じます。

（ご参考）

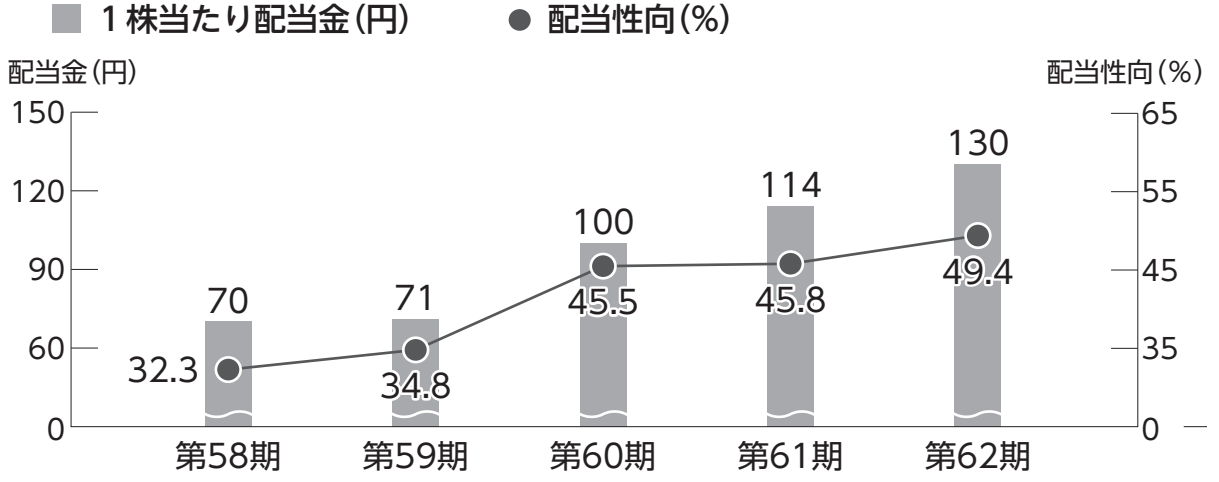

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

取締役候補者は、これまでの業務経験や実績に加えて取締役会の多様性やスキルを踏まえ、株主還元の強化とサステナブル経営を推進し中長期的な企業価値向上に資する人物を、任意の指名・報酬諮問委員会での審議を経て候補者としております。つきましては、取締役７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は,次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	属性	取締役会／出席回数
1	貞方宏司（さだかたひろし）	代表取締役社長 CEO	再任	100% (13/13回)
2	多田直樹（ただなおき）	取締役チェアマン	再任	100% (13/13回)
3	坂井義光（さかいよしみつ）	取締役	再任	100% (13/13回)
4	多田高志（ただたかし）	取締役	再任	100% (13/13回)
5	松本正人（まつもとまさと）	社外取締役	再任 社外 独立	100% (13/13回)
6	辻智子（つじともこ）	社外取締役	再任 社外 独立	100% (13/13回)
7	齋藤律子（さいとうりつこ）	社外取締役	再任 社外 独立	100% (10/10回)

再任 … 再任取締役候補者

社外 … 社外取締役候補者

独立 … 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

貞方　宏司（さだかた　ひろし）

再任

1970年９月27日生

所有する当社の株式数
43,400株
取締役在任期間
17年
取締役会への出席状況
100%（13回/13回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年３月　当社入社
2001年４月　当社経営企画室課長
2003年１月　当社営業第二部次長
2004年４月　当社営業第二部長
2005年４月　当社執行役員営業第二部長
2008年６月　当社取締役営業第二部長
2009年12月　当社取締役
2019年５月　当社代表取締役社長
2022年４月　当社代表取締役社長 CEO（現任）

■重要な兼職の状況

ダイレックス株式会社代表取締役会長
株式会社大屋代表取締役会長
株式会社キリン堂ホールディングス取締役
株式会社BCJ-47取締役

■取締役候補者とした理由

貞方宏司氏は、2009年12月より重要子会社であるダイレックス株式会社の代表取締役副社長、2014年６月より代表取締役社長を、2019年５月より当社代表取締役社長を務め、経営トップとしての手腕を発揮しております。また、これまでの豊富な業務経験と経営･管理監督全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

多田（ただ）　直樹（なおき）

再任

1962年11月13日生

所有する当社の株式数
3,113,200株

取締役在任期間
24年

取締役会への出席状況
100%（13回/13回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 5 月　当社入社
1995年 4 月　当社経営企画室課長
2001年 3 月　当社退社
2001年 6 月　当社取締役
2019年 4 月　当社取締役管理本部長
2022年 4 月　当社取締役チェアマン（現任）

■当社との特別な利害関係

株式会社イリュウ商事代表取締役社長、株式会社フォレストモールの代表取締役会長に就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、当社と株式会社フォレストモールとの間には不動産賃貸借取引、株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズワンとの間には商品取引、合同会社イリュウインベストメントとの間には不動産賃貸借取引があります。

■重要な兼職の状況

株式会社イリュウ商事代表取締役社長
株式会社フォレストモール代表取締役会長

■取締役候補者とした理由

多田直樹氏は、2001年６月より非業務執行取締役、2019年４月より取締役管理本部長、2022年４月より取締役チェアマンとして経営に従事し、その役割・責務を果たしてまいりました。当社在籍時のさまざまな業務経験や他の会社の代表取締役社長・会長などを歴任し、企業経営トップとしての経営全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

坂井（さかい）　義光（よしみつ）

再任

1964年12月15日生

所有する当社の株式数
27,400株
取締役在任期間
3年
取締役会への出席状況
100%（13回/13回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年11月　当社入社
1998年 4 月　当社営業部課長
2001年 4 月　当社店舗開発部次長
2005年 4 月　当社執行役員店舗開発部長
2010年 6 月　当社取締役店舗開発部長
2019年 3 月　当社執行役員店舗開発部長
2022年 6 月　当社取締役店舗開発部長
2022年 7 月　当社取締役店舗開発本部長（現任）

■重要な兼職の状況

なし

■取締役候補者とした理由

坂井義光氏は、当社において営業、商品及び店舗開発部門、2005年４月より執行役員や取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を果たしてまいりました。また、これまでの豊富な業務経験と経営・店舗開発に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

多田（ただ） 高志（たかし）

再任

1969年３月10日生

所有する当社の株式数

2,205,600株

取締役在任期間

８年

取締役会への出席状況

100%（13回/13回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 ４月　株式会社イトーヨーカ堂入社
1996年10月　当社入社
2001年 ３月　株式会社イリュウ商事取締役（非業務執行取締役）（現任）
2001年 ４月　当社商品部情報課長
2003年 １月　当社商品部仕入課長
2005年 ５月　当社経営企画室課長
2006年12月　当社退社
2007年 １月　株式会社やまきＳＣ開発（現株式会社フォレストモール）専務取締役
2009年 ６月　株式会社フォレスト（現株式会社フォレストモール）代表取締役社長
2014年 ４月　株式会社シーズリテイル（現株式会社シーズワン）代表取締役社長
2017年 ３月　同上退任
2017年 ６月　当社取締役（現任）

■当社との特別な利害関係

株式会社イリュウ商事の非業務執行取締役に就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズワンとの間には商品取引、合同会社イリュウインベストメントとの間には不動産賃貸借取引があります。

■重要な兼職の状況

株式会社イリュウ商事取締役（非業務執行取締役）
株式会社キリン堂ホールディングス取締役
株式会社BCJ-47取締役

■取締役候補者とした理由

多田高志氏は、1996年10月当社入社以降、幅広い業務を遂行し、当社退職後は、企業経営に従事し、2019年５月より重要子会社であるダイレックス株式会社の代表取締役社長を務め、経営トップとして手腕を発揮いたしました。これまでの豊富な業務経験と経営･管理監督全般に関する高い知見を有しております。これらのことから、当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

松本（まつもと）　正人（まさと）

再任　社外　独立

1957年1月11日生

所有する当社の株式数

－株

取締役在任期間

7年

取締役会への出席状況

100%（13回/13回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月　野村證券投資信託販売株式会社入社
2002年 9月　三菱証券株式会社（現　三菱ＵＦＪ証券ホールディングス株式会社）執行役員
2010年 5月　三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社常務執行役員大阪支店長
2012年 6月　同社専務取締役
2013年 6月　同社代表取締役副社長
2015年 6月　同社代表取締役副社長 兼 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ常務執行役員
2016年 6月　ＭＵＳビジネスサービス株式会社代表取締役会長
2017年 7月　ＳＢＳホールディングス株式会社顧問
2018年 6月　当社社外取締役（現任）
2019年 3月　ＳＢＳホールディングス株式会社社外監査役
2021年 3月　同社社外取締役（監査等委員）

■重要な兼職の状況

なし

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松本正人氏は、豊富な経営経験及び幅広い見識等を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督の機能強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

辻（つじ） 智子（ともこ）

再任　社外　独立

1956年8月16日生

所有する当社の株式数
－株
取締役在任期間
5年
取締役会への出席状況
100%（13回/13回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4 月　味の素株式会社入社
1987年 2 月　農学博士号取得（東京大学旧応用微生物化学研究所）
1988年 3 月　米国ロックフェラー大学博士研究員
1988年11月　米国ペンシルバニア州立大学博士研究員
1989年12月　財団法人相模中央化学研究所入所
1999年 5 月　株式会社ファンケル入社
2004年 6 月　同社執行役員中央研究所長
2007年 6 月　同社取締役執行役員総合研究所長
2008年 5 月　日本水産株式会社顧問
2009年 4 月　同社生活機能科学研究所長
2015年 5 月　株式会社吉野家ホールディングス執行役員・グループ商品本部素材開発部長
2020年 6 月　当社社外取締役（現任）
2022年 6 月　不二製油グループ本社株式会社（現不二製油株式会社）社外取締役(現任)
2025年 3 月　株式会社吉野家ホールディングス執行役員（現任）
2025年 3 月　株式会社SPEEDIA最高技術責任者(現任)

■重要な兼職の状況

株式会社吉野家ホールディングス執行役員
株式会社SPEEDIA最高技術責任者
不二製油株式会社社外取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

辻智子氏は、各企業等において、農学博士として商品素材の研究開発をはじめ小売業の経営にも携わり、経営全般に関する知見を有し、中立的かつ客観的立場から、当社の経営全般に関し、有用な助言・提言を行い、また取締役会の意思決定や監督機能の強化の役割を果たしております。引き続き、社外取締役として、独立した立場から適切に職務遂行いただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

7

齋藤（さいとう）　律子（りつこ）

再任　社外　独立

1964年11月２日生

所有する当社の株式数
－株
取締役在任期間
１年
取締役会への出席状況
100%（10回/10回）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 ４月	株式会社リクルートコスモス (現 株式会社コスモスイニシア）入社
2010年 １月	株式会社エー・ディー・ワークス (現 株式会社ＡＤワークスグループ）入社
2020年 ４月	同社　経営企画室ＦＳＡ＆ＳＥ部　部長
2021年 ４月	一般社団法人不動産特定共同事業者協議会　事務局長
2021年 ６月	株式会社ＡＤワークスグループ不特法協議会推進室　室長
2021年 ７月	同社　ディスクロージャー統括室　室長
2023年 １月	株式会社エンジェル・トーチ　取締役
2023年11月	株式会社地域新聞社　社外取締役
2024年 ６月	当社社外取締役（現任）
2024年11月	株式会社地域新聞社　取締役（現任）

■重要な兼職の状況

株式会社地域新聞社取締役

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

齋藤律子氏は、各企業等において、ディスクロージャー、ファイナンス等の業務経験・経営にも携わり、経営全般に関する知見を有しております。当社においても、有用な助言・提言をいただき、独立した、中立的かつ客観的立場で当社取締役会の意思決定や監督機能の強化に貢献いただけると判断し、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．取締役候補者多田直樹氏は、株式会社イリュウ商事代表取締役社長、株式会社フォレストモールの代表取締役会長を兼務しております。取締役候補者多田高志氏は、株式会社イリュウ商事の非業務執行取締役に就任しております。株式会社イリュウ商事は当社の筆頭株主であり、当社と株式会社フォレストモールとの間には不動産賃貸借取引、株式会社イリュウ商事の子会社株式会社シーズワンとの間には商品取引、合同会社イリュウインベストメントとの間には不動産賃貸借取引があります。なお、多田直樹氏と多田高志氏とは兄弟であります。

２．その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

３．松本正人、辻智子及び齋藤律子の３氏は、社外取締役候補者であります。

４．社外取締役候補者の在任期間について

・松本正人氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって７年となります。

・辻智子氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって５年となります。

・齋藤律子氏は現在当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって１年となります。

５．松本正人、辻智子及び齋藤律子の３氏が社外取締役に選任された場合、定款の定めに基づき、当社と松本正人、辻智子及び齋藤律子の３氏それぞれとの間で、会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険会社により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

７．松本正人、辻智子及び齋藤律子の３氏が社外取締役に選任された場合、松本正人、辻智子及び齋藤律子の３氏は引き続き東京証券取引所の定める独立役員になる予定であります。

(ご参考)

本総会後の取締役及び監査役の主な専門性・知識・経験等

本総会の第２号議案が原案どおり承認可決された場合における本総会後の取締役及び監査役の主な専門性・知識・経験等は以下のとおりです。

	氏名	地位	企業経営	業界経験	グローバル	ESG	財務・会計・M&A	リスクマネジメント・法務
取締役	貞　方　宏　司	代表取締役社長 CEO	●	●		●		●
	多　田　直　樹	取締役チェアマン	●	●	●	●	●	
	坂　井　義　光	取締役		●		●		
	多　田　高　志	取締役	●	●		●		
	松　本　正　人	社外取締役	●			●	●	
	辻　　智　子	社外取締役	●	●	●	●		
	齋　藤　律　子	社外取締役	●			●		●
監査役	山　下　和　稔	社外監査役				●	●	
	和　田　希志子	社外監査役				●		●
	上　条　香代子	社外監査役				●	●	

(当社の役員選任方針・プロセスについて)

経営幹部の選任、取締役候補者の指名については、これまでの業務経験・実績・知識、経営・リスク判断力、管理監督能力に優れ、識見、倫理観及び先見性を有し、企業価値向上に資すること等「役員選解任基準」に則り、任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議・答申を受け、取締役会にて、多様性の確保及び全体バランスを含め十分に検討し決定することとしております。 また監査役候補者の指名については、豊富な知識・経験、多面的視野、高い倫理観を有し、中立的・客観的な立場で監査能力を有することを基準にし、「役員選解任基準」に則り、任意の「指名・報酬諮問委員会」の審議を経て、監査役会での検討・同意を得たうえで、最終的に取締役会で決定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役の候補者の指名に当たっては、それぞれ別途定めた「社外役員の独立性判断基準」に適合し、豊富な企業経営または学識の経験者或いは法務・財務・会計等の専門的高度な知識・経験を有し、それぞれ、中立的・客観的視点で各職務を遂行できる候補者を人選することとしております。

経営陣幹部の解職・解任については、当該対象役員が、「役員選解任基準」に照らし、その機能を十分発揮していないと取締役会構成員が判断した場合、任意の「指名・報酬諮問委員会」メンバーである社外取締役への申請により、当該対象役員を除く同委員会を開催、解職・解任に関する議論を開始し、結果如何で、当該役員との意見交換を経て、取締役会に付議し、十分な審議を経て解職の旨を決議、或いは解任を総会に付議する旨を決議することとしております。

以 上

事業報告（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年４月１日～2025年３月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や過去最多を更新した訪日外国人等により、経済・社会活動の回復基調が見られました。一方、継続的な物価の上昇、海外景気の下振れやアメリカの政策動向等、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。加えて当業界におきましては、同業他社との出店競争や大手同士の業界再編、他業態との競争等、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、専門性を一層高め、お客様に必要かつ期待されるサービスレベルの向上を達成すべく、質の高い新規出店・改装を実施しました。経費面におきましては、引き続きデジタル化（省人化）等に取り組み生産性の向上を図りました。また、太陽光パネルの設置・省エネ設備の積極的導入・食品廃棄物リサイクル化や環境配慮型プライベートブランド商品の開発等、より一層、環境経営推進に取り組みました。

当連結会計年度の当社グループ全体の出店等の状況は、90店舗を新規出店し98店舗で改装をしたほか21店舗を閉店し活性化を図りました。

この結果、当連結会計年度末の当社グループ全体の店舗数は、ドラッグストア事業1,124店舗（直営店861店舗、㈱星光堂薬局85店舗、㈱サンドラッグプラス76店舗、㈱大屋64店舗、フランチャイズ等38店舗）、ディスカウントストア事業418店舗（ダイレックス㈱418店舗）の合計1,542店舗となりました。

当連結会計年度の業績は、売上高8,018億11百万円（前期比6.7％増）、営業利益444億96百万円（同8.5％増）、経常利益438億35百万円（同5.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益307億50百万円（同5.6％増）となり、増収・増益となりました。

売上高

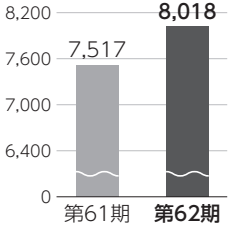

営業利益

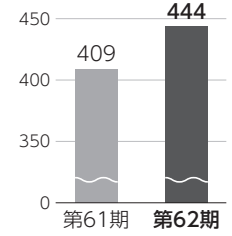

経常利益

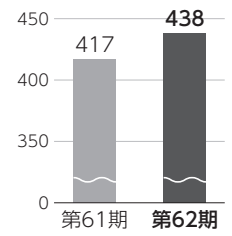

親会社株主に帰属する当期純利益

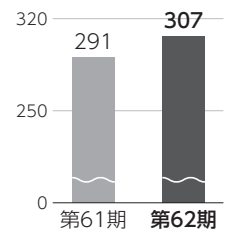

セグメント業績等の概要は次のとおりであります。

ドラッグストア事業

ドラッグストア事業は、中間期まで海外景気の影響を受けた、サマー化粧品を中心とした卸売りの減少影響がありました。一方、インバウンド需要の回復が緩やかに継続していることもあり、売上高が前期を上回りました。また、販売費及び一般管理費は中間期までのサマー化粧品の売上減少影響等により売上比率が0.2％ほど上昇しておりますが、計画の範囲内でコントロールしております。出店等の状況は、63店舗を新規出店し、84店舗を改装することで活性化を図りました。

以上の結果、ドラッグストア事業の売上高は5,173億33百万円（前期比5.3％増）、営業利益は266億45百万円（同3.6％増）となり、増収・増益となりました。

売上高

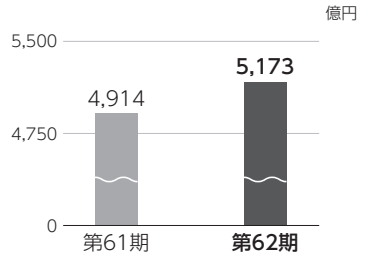

営業利益

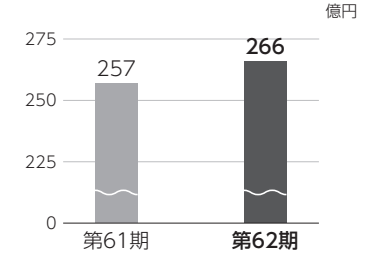

ディスカウントストア事業

ディスカウントストア事業は、年間を通して季節品が堅調であったことに加え、引き続き、米を中心とした食料品の市場価格が上昇していることにより、食品部門が好調に推移しました。出店等の状況は、27店舗を新規出店し、14店舗を改装することで活性化を図りました。

以上の結果、ディスカウントストア事業の売上高は3,422億67百万円（前期比9.1％増）、営業利益は178億50百万円（同16.8％増）となり、増収・増益となりました。

売上高

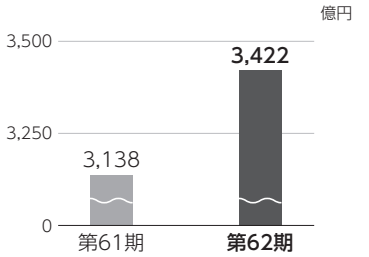

営業利益

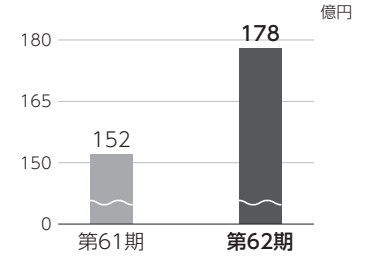

② 企業集団の設備投資並びに資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は359億25百万円であります。その主なものは、新規出店90店舗、改装98店舗などに伴うものであります。

なお、当連結会計年度中における必要資金は、主に自己資金で賄っております。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 59 期 (2021/4~2022/3)	第 60 期 (2022/4~2023/3)	第 61 期 (2023/4~2024/3)	第 62 期 (2024/4~2025/3)
売上高（百万円）	648,734	690,462	751,777	801,811
経常利益（百万円）	34,734	38,134	41,728	43,835
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	23,853	25,703	29,126	30,750
1株当たり当期純利益（円）	204.02	219.83	249.07	262.91
総資産（百万円）	325,768	360,672	420,208	444,007
純資産（百万円）	220,592	236,328	253,090	269,713
1株当たり純資産額（円）	1,886.40	2,020.97	2,164.06	2,305.89

（注）1．1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しております。
2．1株当たり純資産額は、期末発行済株式数より自己株式数を控除した株式数により算出しております。

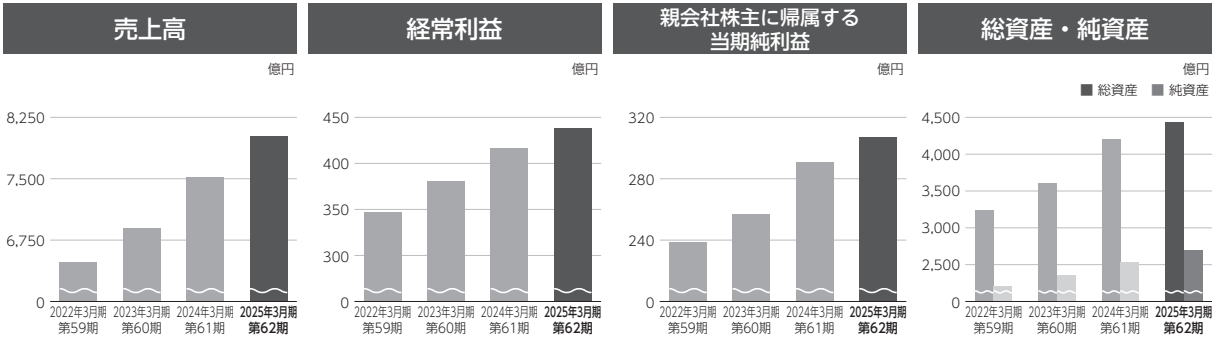

(3) 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社星光堂薬局	90百万円	100%	ドラッグストア事業
株式会社サンドラッグプラス	10百万円	100%	ドラッグストア事業
株式会社大屋	50百万円	100%	ドラッグストア事業
株式会社サンドラッグ・ドリームワークス	5百万円	100%	ドラッグストア事業
ダイレックス株式会社	3,369百万円	100%	ディスカウントストア事業

(4) 対処すべき課題

雇用・所得環境の改善や過去最多を更新した訪日外国人等により、経済・社会活動の回復基調が見られるものの、継続的な物価の上昇、海外景気の下振れやアメリカの政策動向等依然として、景気の先行きは不透明な状況が続くと予想されます。

当業界におきましては、少子高齢化は一層進み、お客様の健康に対するニーズ等は、年々一層高まっていくものと考えております。また、同業他社との出店競争や大手同士の業界再編、他業種との競争等、経営環境は一層厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループは、引き続き「安心・信頼・便利の提供」をキーワードに、専門性を一層高め、お客様に必要かつ期待されるサービスレベルの向上を達成すべく、質の高い新規出店・改装を実施しました。経費面におきましては、引き続きデジタル化（省人化）等に取り組み生産性の向上を図りました。また、太陽光パネルの設置・省エネ設備の積極的導入・食品廃棄物リサイクル化や環境配慮型プライベート商品の開発等より一層、環境経営推進に取り組み競合他社をはじめ他業種との差別化を図ってまいります。

これらに基づき、下記対処してまいります。

① 質の高い新規出店
多様な業態で全国をカバー
・立地により、最も適した業態で質の高い出店推進
商店街・繁華街・郊外単独・郊外複合・ディスカウントストア

② ＥＣ事業強化
EC基盤リニューアルによる変革
・利便性の向上
当日発送比率拡大
置き配・時間指定・店舗受取・ロッカー受取等導入
自社サイトで6か国語対応（世界196か国へ商品お届け）
・品揃えの強化
既存カテゴリー商品のさらなる拡充
ペット・DIY・家電など多様な品揃えの実現

③ 調剤事業強化
調剤需要に対する取り組みを拡大
・併設店舗を中心に出店を加速
・近隣医療機関との連携強化
・施設在宅の拡大
・電子処方せん受付体制の整備
・マイナ保険証の利用推進
・処方せん送信アプリ利用推進

④ プライベートブランド開発強化
・医薬品・健康食品を中心に拡充
・スキンケア・食品などカテゴリーの拡大
・環境配慮型商品の開発推進

⑤ デジタル推進
店舗オペレーション及び業務の更なる生産性向上
・電子棚札・セミセルフレジ
・賞味期限管理システム
・フルセルフレジ導入検討

⑥ サステナビリティ経営推進
企業理念である、国民の『健康で豊かな暮らし』の実現と持続可能な社会の実現を目指し、サステナビリティ経営を推進してまいります。
・環境経営の推進
・人的資本経営の実行
・製品・サービスの品質、安全性と利便性
・社会及び地域社会との共生
・ガバナンス経営の推進

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（2025年３月31日現在）

当社グループは、薬局の経営並びに医薬品・化粧品・日用雑貨等の販売及び卸売の事業を行っております。

(6) 主要な営業所（2025年３月31日現在）

北海道	76店舗	京都府	16店舗
青森県	7店舗	大阪府	83店舗
秋田県	8店舗	兵庫県	51店舗
岩手県	8店舗	奈良県	15店舗
宮城県	20店舗	和歌山県	8店舗
山形県	10店舗	鳥取県	7店舗
福島県	17店舗	島根県	11店舗
群馬県	12店舗	岡山県	24店舗
栃木県	12店舗	広島県	30店舗
茨城県	14店舗	山口県	22店舗
埼玉県	72店舗	徳島県	17店舗
千葉県	52店舗	香川県	20店舗
東京都	191店舗	愛媛県	51店舗
神奈川県	74店舗	高知県	30店舗
新潟県	91店舗	福岡県	98店舗
富山県	2店舗	佐賀県	26店舗
長野県	13店舗	長崎県	43店舗
山梨県	30店舗	熊本県	41店舗
静岡県	16店舗	大分県	22店舗
岐阜県	2店舗	宮崎県	27店舗
愛知県	74店舗	鹿児島県	29店舗
三重県	10店舗	沖縄県	15店舗
滋賀県	7店舗	フランチャイズ他	38店舗

(7) 使用人の状況（2025年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ドラッグストア事業	5,347名（4,728名）	377名（248名）
ディスカウントストア事業	1,798名（4,636名）	106名（188名）
合計	7,145名（9,364名）	483名（436名）

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,413名（3,576名）	323名（98名）	34歳５ヶ月	８年11ヶ月

（注） 使用人数は就業員数であり、臨時使用人数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	35,666百万円

2．会社の現況

（1）株式の状況（2025年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　536,000,000株

② 発行済株式の総数　119,331,184株
（自己株式を含む）

③ 株主数　33,330名

④ 大株主（上位10名）

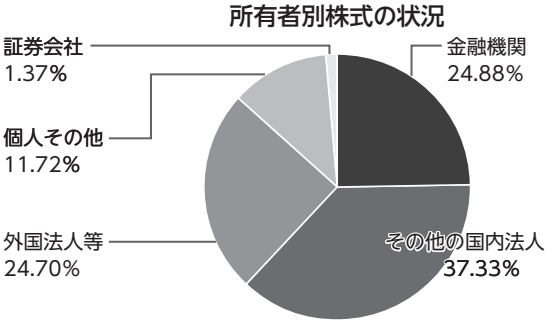

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社イリュウ商事	43,776	37.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,705	12.57
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	9,203	7.87
CEP LUX−ORBIS SICAV	5,019	4.29
多田直樹	3,113	2.66
多田高志	2,205	1.89
全国共済農業協同組合連合会	2,069	1.77
ジェーピー モルガン チェース バンク 385047	1,679	1.44
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	1,279	1.09
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505001	1,051	0.90

（注）１．当社は自己株式（2,363千株）を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付者数
取締役（社外取締役を除く）	14,000株	3名
社外取締役	－	－
監査役	－	－

（3）会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長　CEO	貞　方　宏　司	ダイレックス㈱　代表取締役会長 ㈱大屋　代表取締役会長 ㈱キリン堂ホールディングス　取締役 ㈱BCJ-47　取締役
取締役 チェアマン	多　田　直　樹	㈱イリュウ商事　代表取締役社長 ㈱フォレストモール 代表取締役会長
取締役	坂　井　義　光	店舗開発本部長
取締役	多　田　高　志	㈱イリュウ商事　非業務執行取締役 ㈱キリン堂ホールディングス　取締役 ㈱BCJ-47　取締役
社外取締役	松　本　正　人	
社外取締役	辻　　智　子	㈱吉野家ホールディングス執行役員 ㈱SPEEDIA最高技術責任者 不二製油グループ本社㈱　社外取締役
社外取締役	齋　藤　律　子	㈱地域新聞社 取締役
社外常勤監査役	山　下　和　稔	
社外監査役	和　田　希志子	ふじ合同法律事務所（弁護士） ㈱ｌｉｓＢ 社外監査役 ㈱東光高岳 社外取締役（監査等委員）
社外監査役	上　条　香代子	新創監査法人パートナー（公認会計士） 高周波熱錬㈱ 社外監査役

（注）１．取締役の松本正人氏、辻智子氏及び齋藤律子氏は、社外取締役であり、監査役の山下和稔氏、和田希志子氏及び上条香代子氏は、社外監査役であります。
２．各社外取締役及び各社外監査役並びにそれぞれの兼職先と当社との間に、特別の利害関係はありません。
３．当社は、上記の社外取締役全員及び社外監査役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役山下和稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役和田希志子氏は、弁護士資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
６．監査役上条香代子氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 役員等賠償責任保険契約内容の概要

当社は、当社及び連結子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が負担することとなる損害賠償金や争訟費用を填補するものであります。

③　当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

イ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において、取締役の報酬等を年額４億円以内（ただし、ストックオプション報酬額及び使用人分給与・賞与を含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、４名でした。

2023年６月23日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション制度を廃止し、対象取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されております。

本制度における年間の報酬の上限は1億円以内かつ25,000株以内となります。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は４名でした。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月21日開催の第45期定時株主総会において年額４千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は３名でした。

ロ．取締役及び監査役の総額及び個人別の報酬等の決定方針に関する事項

社内取締役の報酬体系は、役位を踏まえた固定報酬と業績や個人別目標の達成率に連動するインセンティブな賞与及び、中長期的業績向上に向けた譲渡制限付株式報酬の変動報酬とで構成しております。また、社外取締役及び監査役の報酬は、固定報酬のみとしております。

役員報酬等の決定方法は、全社外取締役（３名)、代表取締役社長CEO及び取締役チェアマンからなる任意の指名・報酬諮問委員会の審議結果に基づく助言・答申を得て、取締役の報酬は取締役会にて、監査役の報酬は監査役会にて、内規の定めにより、株主総会決議承認された報酬限度内で決定しております。

当事業年度における指名・報酬諮問委員会は、２回開催し、テーマは、役員報酬（社内取締役賞与を含む。）案であり、その審査結果を取締役会に答申いたしました。

以上の手続きを経て取締役の総額及び個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ．取締役及び監査役の報酬等の総額等

（金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。）

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	変動報酬		
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役 （うち社外取締役）	216 (18)	54 (18)	98 (－)	64 (－)	8 (4)
監査役 （うち社外監査役）	18 (18)	18 (18)	－ (－)	－ (－)	5 (5)
合計 （うち社外役員）	235 (37)	73 (37)	98 (－)	64 (－)	13 (9)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。
2．当社役員の報酬等は、当社からの支給のみであり、連結子会社からの報酬はありません。

二．固定報酬及び業績連動報酬等に関する事項

社内取締役報酬の固定報酬の算定方法は、役員報酬規程に定めた役位に応じて決定しております。

取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して業績連動報酬等として賞与を支給しております。年度ごとに当社グループ（連結）の成長性と業績の予算達成度合に基づき、基準額を決定し、代表取締役は定性評価としてESGへの取り組み、兼務取締役は担当する業務の評価を加味し支給するものとします。なお、業績連動報酬にかかる指標として成長性・予算達成度合を選択した理由は、収益額及び収益率の改善をすることが重要であると判断しているためです。業績については、本招集ご通知20頁をご参照ください。

ホ．非金銭報酬の内容

取締役が株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役に対して譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

本制度における年間の報酬の上限は1億円以内かつ25,000株以内となります。なお、各対象取締役への配分は、株主総会にて承認された範囲内で取締役会決議により決定いたします。

④　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・取締役辻智子氏は、㈱吉野家ホールディングスの執行役員、㈱SPEEDIA最高技術責任者、不二製油グループ本社㈱社外取締役であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

・取締役齋藤律子氏は、㈱地域新聞社の取締役であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

・監査役和田希志子氏は、ふじ合同法律事務所の弁護士、㈱ｌｉｓＢ社外監査役、㈱東光高岳社外取締役（監査等委員）であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

・監査役上条香代子氏は、新創監査法人のパートナー公認会計士、高周波熱錬㈱社外監査役であります。
当社と兼職先との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　状　況
取締役	松本正人	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案・審議につき、経験豊富な経営執行者の観点から経営上有用な発言を行いました。 なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は２回開催され、すべて出席しております。
取締役	辻　智子	当事業年度開催の取締役会13回のすべてに出席し、議案・審議につき、豊富な経験に基づき経営上有用な発言を行いました。 なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、指名・報酬諮問委員会は２回開催され、すべて出席しております。
取締役	齋藤律子	2024年６月21日取締役に選任・就任以降開催の取締役会10回のすべてに出席し、議案・審議につき、豊富な経験に基づき経営上有用な発言を行いました。 なお、同氏は、指名・報酬諮問委員会の委員を務めています。2024年６月21日取締役に選任・就任以降開催の指名・報酬諮問委員会は１回開催され、出席しております。
監査役	山下和稔	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、金融機関経験や他社の常勤監査役経験に基づき、法令・会計・内部統制の観点から、議案・審議について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	和田希志子	当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。
監査役	上条香代子	2024年６月21日監査役に選任・就任以降当事業年度開催の取締役会10回及び監査役会10回のすべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、議案・審議等について妥当性・適正性を確保するための発言を行いました。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役とは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

（4）会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人　　47.8百万円

ロ．当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

EY新日本有限責任監査法人　　60.3百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会が会計監査人の報酬について同意した理由

監査役会は、過年度における、取締役会、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手並びに報告を受け、会計監査人の監査計画や監査時間の内容、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠について確認し、当事業年度の監査計画及び他社の監査報酬実態を比較検討のうえ報酬額の妥当性を審議した結果、会計監査人の報酬額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第３４０条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

（5）業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの推進については、別途定める「コンプライアンス規程」に基づき、グループ全社の役員及び使用人等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修を通じ指導する。そして、業務監査室が統制状況を監査する。

また、相談・通報体制を設置し、コンプライアンス違反に気づいたグループ全社の役員及び使用人等並びにこれらの者から報告を受けた者は、「コンプライアンス規程」及び別途定める「公益通報者保護規程」に基づき対応する体制とする。

なお、グループ各社は、内部通報制度により得た情報を速やかに当社の法務部長宛に報告することとし、当社グループ全体での業務の適正な遂行を確保するものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、別途定める「文書保存規程」及び「内部情報及び内部者取引管理規程」に従う運営体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、別途定める「リスク管理規程」に従い、グループ全体の危機管理を運営する体制とする。

なお、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「リスク管理規程」に従い「対策本部」を設置し、グループ全体として対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

機動的な協議機関として、経営会議、各種委員会等を設置し、業務監査室による実地監査や社外役員からの客観的効率性監視活動を反映するとともに、これらの委員会活動について定期的に取締役会へ報告（取締役会によるモニタリング）を行い、課題や問題点へ迅速に対応する。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社からグループ各社に、取締役または監査役等を派遣し、各社の業務運営を定常的に監督する。

当社の事前承認を原則とする旨などを規定した「関係会社管理規程」に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。

グループ各社は、法令を遵守し、「当社の理念や指針」及び「関係会社管理規程」や当社に準じた「諸規程」を基礎として行動、運営及び管理し、コンプライアンス、リスク管理などの内部統制システムの運用状況や実績を、「関係会社管理規程」に基づき、毎年定期的に当社取締役会に報告する体制とする。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の要請に応じて、業務補助のためスタッフを置くこととし、その員数及び人選については、要請に基づき検討し決定することとする。

また、当該使用人は、要請に基づき、グループ全社のいずれの会議にも出席できるものとし、グループ全社のいずれの部署もそれに協力しなければならない体制とする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属することとし、その使用人の考課・異動等を行う場合は、予め監査役に相談のうえ決定することとする。

⑧　取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びに、これらの者から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

グループ全社の役員及び使用人等は、監査役が出席する「取締役会」「経営会議」「コンプライアンス・リスク管理委員会」等の主要会議にて業務執行状況や財務状況の報告をするとともに、随時、面談・イントラネットなどのメール等や社内通達等を活用し、法令・定款違反やその他業務執行に関する重要事項及び監査役の随時請求事項等につき、監査役へ迅速・的確に報告する運営体制とする。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役等は、監査役や会計監査人と経営方針・課題・リスクのほか、監査環境等について意見交換をする。

グループ全社の役員及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

監査役の職務の遂行に当たり、監査役が必要に応じて業務監査室に調査を求めることができ、また会計監査人・顧問弁護士等に相談できるものとし、その費用及び監査役職務執行について生じる費用は会社が負担するものとする。

（6）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要（期間2024年4月1日～2025年3月31日）

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、内部統制システム構築の基本方針を決定し、毎期定期的にその運用状況について報告を受けております。

取締役会出席取締役７名のうち、社外取締役は3名〔元金融機関経営者、女性経営執行者（農学博士)、女性経営執行者（ディスクロージャー、ファイナンス等)〕で構成され、幅広い視点から毎回活発な議論を通じて監督機能を発揮いたしました。

また、社外監査役3名（内、弁護士1名、公認会計士1名）は、独立した立場から、内部統制システムの整備を含め、取締役の職務執行を監査し、必要に応じて説明を求めました。

役員・役員候補者に対し、役員向け研修プログラム（e-ラーニング）受講体制を整備し、ガバナンス、コンプライアンスも含め体系的学習を実施いたしました。

従業員に対しても役職別にコンプライアンス、マネジメント等の研修体制の充実を図りました。

業務執行部門から独立した業務監査室は、店舗の監査、財務報告内部統制の整備状況等を監査し、必要に応じてその改善を提案いたしました。

業務監査室による「内部統制委員会」は、代表取締役社長CEOも出席し定期的に開催いたしました（今期7回開催)。また、その結果を取締役会と監査役会に定期的に報告しております。

また、全社的リスクマネジメントの統括部署として法務部を設置しております。公益通報体制を整備、通報者保護体制についても再度徹底いたしました。社外の通報窓口の周知も実施いたしました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録を含む重要文書や情報を記録、保存、管理し、必要に応じて関係者が閲覧できる体制を整備しております。

文書の保存・管理状況のモニタリングを行い、文書の保存・管理について定めた規程の整備を実施いたしました。

また、ＤＸ推進委員会を定期的に開催し、ＤＸ推進と同時に不正アクセス等情報セキュリティ体制を強化し、各サイトのセキュリティ診断、対策も実施いたしました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理の実効性を高めるため、代表取締役社長CEOを委員長に、コンプライアンス・リスク管理委員会を月次で開催し、リスク管理の当事者である部次長、室長による各部室のリスクの識別、評価、管理、コントロールの対策を確認、検証し、共通するリスクについては全社でリスク情報を共有いたしました。

また、安全衛生委員会を月次開催し、従業員の安全や心身の健康のためにさまざまな対策や情報を発信いたしました。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

業務執行の重要事項についての情報の共有、認識の共有を図るため、すべての執行取締役、執行役員、各部室長で構成される経営会議を設置しております。

また、個別経営課題を実務的な観点から審議するため、各種委員会を設置しております。

本社各部室別に定期的に開催される、代表取締役社長CEO、取締役チェアマンが出席するトップミーティングを活用し、各部から役員に対し目標に対する進捗状況と戦略課題について適時・適切に伝達される体制が、意思決定の迅速化にも寄与しております。

サンドラッググループ全体におけるESG・SDGsへの積極的な取り組みによるサステナブルな経営をより一層推進するため、代表取締役社長CEOを委員長とするESG推進委員会を月次で開催しております。

環境、社会課題の解決と当社の持続的発展のために重要な課題（マテリアリティ）の見直しと再定義を行いました。

その重要課題を経営計画及び経営に統合することで、社会のあるべき姿の追求とビジネス機会の追求との両立を目指してまいります。

毎年度実施している、自己評価も踏まえた「取締役会の実効性に関するアンケート」に基づく意見をもとに効率化、適正化を図っております。

⑤　企業集団における業務の適正を確保する体制

当社から子会社各社に取締役を派遣及び監査役を選任し、トップミーティングにて定常的に各社の業務運営を監督いたしました。また、派遣取締役は、当社におけるすべての委員会に出席しグループ各社で共有し、業務の適正化を推進いたしました。

また、「内部統制報告制度」、「グループ監査」改訂に伴い、リスクベースでグループ全体の再評価を行い、評価範囲を決定いたしました。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

補助すべき内容に応じて関係部署が協力する体制を整備しております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

該当ありません。

⑧　取締役や使用人及び子会社の役員や使用人、並びにこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、すべての会議に参加できる体制を確保するとともに、重要事項や内部通報など迅速・的確に各監査役へ報告する運営体制となっております。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的に意見交換を実施し、また必要に応じて適宜ミーティングを行っております。

業務監査室は、期初に内部監査計画を取締役会に提出し、監査の進捗等についても定期的に監査役会と共有しております。

常勤監査役とは月次で定例ミーティングも実施することで緊密に連携しております。

法務部は、月次で常勤監査役とコンプライアンス、リスク管理の情報を共有し、定期的に監査役会に報告いたしました。

監査役は会計監査人と定期的にミーティングを実施し、監査結果報告以外にも、意見交換並びに情報交換を行い緊密な連携を図っております。

常勤監査役は、取得した情報を毎月開催される監査役会に報告し、他の監査役と情報を共有し意見の交換を行いました。

また、同様の情報を専用ツールにより社外取締役とも共有し、緊密に連携する体制を構築いたしました。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**216,777**
現金及び預金	64,956
売掛金	29,994
商品	98,413
貯蔵品	261
未収入金	18,390
その他	4,762
固定資産	**227,229**
有形固定資産	**136,706**
建物及び構築物	154,450
工具、器具及び備品	81,530
土地	8,616
その他	4,204
減価償却累計額	△112,095
無形固定資産	**8,669**
のれん	1,440
その他	7,228
投資その他の資産	**81,853**
投資有価証券	34,013
長期貸付金	7,364
繰延税金資産	9,016
再評価に係る繰延税金資産	820
敷金及び保証金	28,411
その他	2,231
貸倒引当金	△4
資産合計	**444,007**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**128,507**
買掛金	79,731
短期借入金	1,000
1年内返済予定の長期借入金	3,800
未払法人税等	8,180
契約負債	6,993
その他	28,801
固定負債	**45,785**
長期借入金	33,866
役員退職慰労引当金	281
退職給付に係る負債	2,102
資産除去債務	7,029
その他	2,505
負債合計	**174,293**
（純資産の部）	
株主資本	**271,350**
資本金	3,931
資本剰余金	7,533
利益剰余金	263,754
自己株式	△3,868
その他の包括利益累計額	**△1,636**
その他有価証券評価差額金	17
土地再評価差額金	△1,782
退職給付に係る調整累計額	128
純資産合計	**269,713**
負債純資産合計	**444,007**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**801,811**
売上原価		**597,723**
売上総利益		**204,087**
販売費及び一般管理費		**159,591**
営業利益		**44,496**
営業外収益		
受取利息	151	
受取配当金	9	
受取手数料	99	
受取保証料	329	
固定資産受贈益	266	
その他	220	1,078
営業外費用		
支払利息	164	
持分法による投資損失	1,567	
その他	6	1,738
経常利益		**43,835**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	198	
違約金収入	0	
国庫補助金	537	
その他	60	796
特別損失		
固定資産売却損	6	
固定資産除却損	165	
賃貸借契約解約損	33	
減損損失	426	
固定資産圧縮損	407	
災害による損失	8	
その他	15	1,062
税金等調整前当期純利益		**43,569**
法人税、住民税及び事業税		13,728
法人税等調整額		△909
当期純利益		**30,750**
親会社株主に帰属する当期純利益		**30,750**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**145,460**
現金及び預金	35,463
売掛金	34,537
商品	54,625
貯蔵品	244
前渡金	1
前払費用	2,590
未収入金	16,223
その他	1,773
固定資産	**154,867**
有形固定資産	**56,781**
建物	55,318
構築物	4,901
車両運搬具	5
工具、器具及び備品	48,130
土地	3,090
リース資産	579
建設仮勘定	30
減価償却累計額	△55,275
無形固定資産	**6,241**
借地権	3,283
ソフトウエア	2,483
その他	475
投資その他の資産	**91,844**
投資有価証券	38
関係会社株式	15,626
その他の関係会社有価証券	33,780
出資金	9
長期貸付金	3,306
関係会社長期貸付金	13,515
長期前払費用	951
繰延税金資産	5,490
再評価に係る繰延税金資産	820
敷金及び保証金	18,147
その他	161
貸倒引当金	△4
資産合計	**300,327**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**85,779**
買掛金	54,615
1年内返済予定の長期借入金	3,500
リース債務	20
未払金	7,126
未払費用	3,883
未払法人税等	4,377
契約負債	5,144
前受金	255
預り金	6,459
前受収益	7
その他	388
固定負債	**36,255**
長期借入金	29,166
リース債務	122
退職給付引当金	1,331
資産除去債務	3,953
その他	1,682
負債合計	**122,035**
（純資産の部）	
株主資本	**180,052**
資本金	3,931
資本剰余金	7,533
資本準備金	7,409
その他資本剰余金	124
利益剰余金	172,456
利益準備金	256
その他利益剰余金	172,200
別途積立金	86,750
繰越利益剰余金	85,450
自己株式	△3,868
評価・換算差額等	**△1,759**
その他有価証券評価差額金	22
土地再評価差額金	△1,782
純資産合計	**178,292**
負債純資産合計	**300,327**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**485,758**
売上原価		**360,985**
売上総利益		**124,772**
販売費及び一般管理費		**99,184**
営業利益		**25,587**
営業外収益		
受取利息	208	
受取配当金	7	
受取手数料	71	
受取保証料	330	
固定資産受贈益	220	
その他	147	985
営業外費用		
支払利息	142	
組合投資損失	1,602	
その他	4	1,749
経常利益		**24,823**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	150	
国庫補助金	97	248
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	138	
賃貸借契約解約損	25	
減損損失	332	
災害による損失	2	
その他	4	508
税引前当期純利益		**24,563**
法人税、住民税及び事業税		7,586
法人税等調整額		△611
当期純利益		**17,588**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月26日

株 式 会 社 サ ン ド ラ ッ グ
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　見　正　浩

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　本　庸　介

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンドラッグ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年５月26日

株 式 会 社 サ ン ド ラ ッ グ
　取 締 役 会　御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　奥　見　正　浩

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　本　庸　介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サンドラッグの2024年４月１日から2025年３月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、物流センター及び主要な店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人ＥＹ新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月26日

株式会社サンドラッグ監査役会

常勤監査役(社外監査役)　山　下　和　稔

監　査　役(社外監査役)　和　田　希志子

監　査　役(社外監査役)　上　条　香代子

以　上

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

電子提供措置の開始日 2025年５月28日

第62期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

連結株主資本等変動計算書
連結注記表
株主資本等変動計算書
個別注記表

（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

株式会社サンドラッグ

連結株主資本等変動計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,931	7,496	247,272	△3,894	254,806
当期変動額					
剰余金の配当			△14,269		△14,269
親会社株主に帰属する当期純利益			30,750		30,750
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		36		25	62
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	36	16,481	25	16,543
当期末残高	3,931	7,533	263,754	△3,868	271,350

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	139	△1,805	△50	△1,716	253,090
当期変動額					
剰余金の配当					△14,269
親会社株主に帰属する当期純利益					30,750
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					62
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△121	23	178	80	80
当期変動額合計	△121	23	178	80	16,623
当期末残高	17	△1,782	128	△1,636	269,713

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・連結子会社の数	5社
・主要な連結子会社の名称	株式会社星光堂薬局 株式会社サンドラッグプラス 株式会社大屋 株式会社サンドラッグ・ドリームワークス ダイレックス株式会社

② 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称	株式会社ピュマージ 株式会社サンドラッグエース
・連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数	8社
・主要な会社等の名称	BCPE KNIGHT CAYMAN,L.P. BCPE KNIGHT GP2,LLC 株式会社BCJ-47 株式会社キリン堂ホールディングス他4社

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

・主要な会社等の名称	株式会社ピュマージ 株式会社サンドラッグエース
・持分法を適用しない理由	株式会社ピュマージ及び株式会社サンドラッグエースの当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。 なお、組合への出資については、組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

ロ．棚卸資産

・商品	主として売価還元平均原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
・貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産 （リース資産を除く）	主として定率法を採用しております。 なお、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 また、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物　３～50年
ロ．無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、商標権については、個別案件ごとに判断し、その効果が及ぶ期間に基づき、主として15年の定額法によっております。また、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
ニ．長期前払費用	均等償却をしております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
ロ．役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

④　退職給付に係る会計処理

イ．退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
ロ．数理計算上の差異の費用処理方法	数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。
ハ．小規模企業等における簡便法の採用	一部の連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤　重要な収益及び費用の計上基準

イ．商品の販売に係る収益認識

当社グループでは、医薬品、化粧品、雑貨及び食品等を販売しており、商品を顧客に対して引き渡す履行義務を負っております。これら商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で顧客は当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社グループの役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

ロ．当社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債を算定しております。契約負債は、ポイントの使用時及び失効時に取り崩し、収益を認識しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却をしております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

・持分法適用会社の事業年度等	持分法適用会社のうち、BCPE KNIGHT CAYMANL.P.、BCPE KNIGHT GP2,LLCの決算日は12月31日、株式会社BCJ-47、株式会社キリン堂ホールディングスの決算日は２月末日であります。 連結計算書類の作成にあたっては、BCPE KNIGHT CAYMANL.P.、BCPE KNIGHT GP2,LLCは２月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を、株式会社BCJ-47、株式会社キリン堂ホールディングスは２月末日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
・消費税等の会計処理	資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用として処理しております。

２．会計方針の変更に関する注記

(1)「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用されております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

店舗固定資産の減損

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、多店舗展開をしており、2025年３月31日現在、有形固定資産136,706百万円、無形固定資産8,669百万円、その他1,339百万円を保有しております（合計146,714百万円）。当社グループは、当連結会計年度において、減損損失426百万円を計上しております。

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業用資産である店舗を基本単位とし、賃貸資産及び遊休資産については物件単位ごとに資産のグルーピングをしており、営業活動から生ずる利益が継続してマイナスとなっている店舗、使用範囲または方法について回収可能価額を著しく低下させる変化が生じている店舗及び遊休資産で時価が著しく下落している資産グループを減損の対象としております。なお、減損の測定に際して、回収可能価額の算定は使用価値によっておりますが、使用価値は、見積り将来キャッシュ・フローに基づく評価額がマイナスであるため、零として算定しております。

減損の認識の判定は、各店舗等の資産または資産グループごとの割引前将来キャッシュ・フローの見積り及び当該見積りに用いた複数の仮定に基づいておりますが、これらは今後の市場の動向や商圏内の環境、各種の施策の実行状況等により、大きく影響を受ける可能性があります。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、将来計画の基礎となる各店舗の将来売上成長率であります。

各店舗の将来売上については、過年度における予算達成状況を基礎として、市場環境や今後見込まれる店舗機能の強化等を踏まえ、一定率（ゼロを含む）で成長すると仮定しています。

これらの見積り及び当該見積りに使用した仮定が将来の不確実な変動等により見直しが必要となった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加の減損損失（特別損失）が発生する可能性があります。

4．連結貸借対照表に関する注記

(1) 土地再評価

親会社においては、土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日……2002年３月31日

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

㈱星光堂薬局	2,000百万円
㈱大屋	1,000百万円
㈱キリン堂ホールディングス	44,277百万円

(3) 圧縮記帳額

当連結会計年度において国庫補助金の受入等に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

工具、器具及び備品	407百万円

(4) 当座貸越契約

当社及び当社の一部の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	7,500百万円
借入実行残高	1,000百万円
差引額	6,500百万円

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普　通　株　式	119,331,184株	－株	－株	119,331,184株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年６月21日定時株主総会	普通株式	6,666	57	2024年３月31日	2024年６月24日
2024年11月14日取締役会	普通株式	7,602	65	2024年９月30日	2024年12月10日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月20日定時株主総会	普通株式	7,602	利益剰余金	65	2025年3月31日	2025年6月23日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、事業投資計画に照らして、必要な資金は主に銀行借入等により調達し、一時的余資は安全性の高い金融資産で運用することとし、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

未収入金、敷金及び保証金は、取引先企業等の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが支払までの期間は短期となっており、流動性リスクに晒されております。

借入金は、M＆Aにおける株式取得及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金、未収入金、敷金及び保証金については、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高管理をするとともに財務状況等の悪化による貸倒懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や取引先との関係を勘案し保有状況を見直しております。

買掛金は、資金調達に係るリスクに晒されますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、経済情勢や金融情勢を注視し、金利動向に応じた資金調達を実施することでリスク管理を行っております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
（1）投資有価証券			
その他有価証券	37	37	－
（2）敷金及び保証金	28,411	23,053	△5,358
資産計	28,448	23,090	△5,358
（1）長期借入金	37,666	37,666	－
負債計	37,666	37,666	－

（注）１．「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２．市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額33,976百万円）は「（1）投資有価証券　その他有価

証券」には含めておりません。
3．「1年内返済予定の長期借入金」は「長期借入金」に含めております。
4．「長期借入金」は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数利用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
投資有価証券				
その他有価証券	37	－	－	37
資産計	37	－	－	37

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　計
敷金及び保証金	－	23,053	－	23,053
資産計	－	23,053	－	23,053
長期借入金	－	37,666	－	37,666
負債計	－	37,666	－	37,666

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券　：上場株式、国債、地方債及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１に分類しております。

敷金及び保証金：敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いて算出する方法により算定しており、その時価をレベル２に分類しております。

長期借入金　　：変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっており、レベル２に分類しております。

7．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自　2024年４月１日　至　2025年３月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			連結計算書類計上額
	ドラッグストア事業	ディスカウントストア事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	459,558	342,253	801,811	801,811

（注）顧客との契約から生じる収益以外の収益は、重要性が乏しいため、区分しておりません。

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「１.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（３）会計方針に関する事項⑤重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	26,820	30,290
契約負債	5,982	6,993

契約負債は、当社が運営するポイント制度において、会員に付与したポイントを履行義務と識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行ったものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、59億82百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,305円89銭

(2) １株当たり当期純利益　262円91銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	3,931	7,409	87	256	86,750	82,130	△3,894	176,670
当期変動額								
剰余金の配当						△14,269	－	△14,269
当期純利益						17,588	－	17,588
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			36				25	62
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							－	－
当期変動額合計	－	－	36	－	－	3,319	25	3,381
当期末残高	3,931	7,409	124	256	86,750	85,450	△3,868	180,052

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	96	△1,805	△1,708	174,962
当期変動額				
剰余金の配当				△14,269
当期純利益				17,588
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				62
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△74	23	△50	△50
当期変動額合計	△74	23	△50	3,330
当期末残高	22	△1,782	△1,759	178,292

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式	移動平均法による原価法を採用しております。
② その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法を採用しております。 なお、組合への出資については、組合の財産の持分相当額に基づき評価しております。

（2）棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品	主として売価還元平均原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
② 貯蔵品	最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（3）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法を採用しております。なお、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 また、事業用定期借地契約による借地上の建物については、耐用年数を定期借地権の残存期間とし、残存価額を零とする定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物　3～50年 工具、器具及び備品　2～20年
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
④ 長期前払費用	均等償却をしております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　期末債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ．退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ．数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

① 商品の販売に係る収益認識

当社は、医薬品、化粧品、雑貨及び食品等を販売しており、商品を顧客に対して引き渡す履行義務を負っております。これらの商品の販売においては、商品を顧客に引き渡した時点で顧客は当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断されることから、商品を顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。

また、商品の販売のうち、当社の役割が代理人に該当すると判断した取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

なお、対価の受領は、原則、商品を顧客に引き渡した時点で行っており、重要な金融要素の調整は行っておりません。

② 当社が運営するポイント制度に係る収益認識

当社が運営するポイント制度に関しては、商品の販売に伴う付与ポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格を配分することで、契約負債を算定しております。契約負債は、ポイントの使用時及び失効時に取り崩し、収益を認識しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る会計処理　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

② 消費税等の会計処理　資産に係る控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（1）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3．会計上の見積りに関する注記

店舗固定資産の減損

イ．当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、多店舗展開をしており、2025年３月31日現在、有形固定資産56,781百万円、無形固定資産6,241百万円、長期前払費用592百万円を保有しております（合計63,615百万円）。当社は、当事業年度において、減損損失332百万円を計上しております。

ロ．識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 土地再評価

当社は土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日……2002年３月31日

(2) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入に対して、次のとおり債務保証を行っております。

㈱星光堂薬局	2,000百万円
㈱大屋	1,000百万円
㈱キリン堂ホールディングス	44,277百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①	関係会社に対する短期金銭債権	20,603百万円
②	関係会社に対する長期金銭債権	13,325百万円
③	関係会社に対する短期金銭債務	6,620百万円
④	関係会社に対する長期金銭債務	463百万円

(4) 取締役に対する金銭債務

長期金銭債務　5百万円

(5) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	1,500百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	1,500百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	107,223百万円
② 仕入高	13百万円
③ その他営業取引高　研修費等	437百万円
④ 営業取引以外の取引高	129百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普　通　株　式	2,379,523株	134株	15,800株	2,363,857株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	309百万円
未払賞与	790百万円
契約負債	1,575百万円
関係会社株式評価損	104百万円
棚卸資産	105百万円
減価償却超過額	767百万円
退職給付引当金	419百万円
未払役員退職慰労金	1百万円
その他の関係会社有価証券	504百万円
資産除去債務	1,246百万円
株式報酬費用	45百万円
その他	212百万円
繰延税金資産合計	6,083百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△10百万円
資産除去費用	△578百万円
その他	△3百万円
繰延税金負債合計	△592百万円
繰延税金資産純額	5,490百万円

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称または氏名	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	株式会社フォレストモール	94	不動産賃貸業等	（被所有）0.0※	不動産取引役員の兼任	不動産賃借契約賃借料	372	前払費用	37
								敷金及び保証金	310
						不動産賃貸契約賃貸料	149	前受金	13
								長期預り金（1年内含む）	407

（注）1．「取引金額」には消費税等を含めておりません。「期末残高」には消費税等を含めております。
2．取引条件及び取引条件の決定方法
不動産賃貸借料については、市場価格を参考にして決定しております。
※　被所有割合については、㈱フォレストモール（0.0%）の所有割合を記載しております。

種類	会社等の名称または氏名	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	株式会社シーズワン	10	商品の卸売不動産賃貸業等	（被所有）37.5※	不動産取引商品取引	商品の仕入	650	買掛金	85

（注）1．「取引金額」には消費税等を含めておりません。「期末残高」には消費税等を含めております。
2．取引条件及び取引条件の決定方法
商品の売上及び商品の仕入、不動産賃借料については、市場価格を参考にして決定しております。
※　被所有割合については、同社の親会社である㈱イリュウ商事（37.5%）の所有割合を記載しております。

種類	会社等の名称または氏名	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	合同会社イリュウインベストメント	10	不動産賃貸業等	（被所有）37.5※	不動産取引	不動産賃借契約賃借料	450	前払費用 敷金及び保証金	41 491

（注）1．「取引金額」には消費税等を含めておりません。「期末残高」には消費税等を含めております。
2．取引条件及び取引条件の決定方法
不動産賃借料については、市場価格を参考にして決定しております。
※ 被所有割合については、同社の親会社である㈱イリュウ商事（37.5%）の所有割合を記載しております。

種類	会社等の名称または氏名	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員	貞方 宏司	－	当社代表取締役CEO	（被所有）直接0.04	－	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分（注）	39	－	－

（注）譲渡制限付株式報酬に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

(2) 子会社

種類	会社等の名称	資本金または出資金（百万円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	株式会社星光堂薬局	90	小売業	所有直接100.0	商品取引等役員の兼任債務保証	商品等の売上	18,755	売掛金	3,431
								前払費用	0
								未収入金	0
						債務保証	2,000	−	−
						受取保証料	0	未収入金	0
子会社	株式会社サンドラッグプラス	10	小売業	所有直接100.0	商品取引等	貸付の回収	600	短期貸付金	400
								長期貸付金	3,900
						利息の受取	31	未収収益	−
						商品等の売上	19,146	売掛金	3,594
								預り金	311
子会社	株式会社大屋	50	小売業	所有直接100.0	商品取引等役員の兼任債務保証	貸付の回収	715	短期貸付金	715
								長期貸付金	9,105
						利息の受取	67	未収収益	−
						債務保証	1,000	−	−
						受取保証料	0	未収入金	0
子会社	ダイレックス株式会社	3,369	小売業	所有直接100.0	商品取引等役員の兼任	貸付の回収	3,400	短期貸付金	−
								長期貸付金	−
						利息の受取	20	未収収益	−
						商品等の売上	57,775	売掛金	10,222
								未収入金	0
								預り金	5,078

(注) 1．「取引金額」には消費税等を含めておりません。「期末残高」には消費税等を含めております。
2．取引条件及び取引条件の決定方法
資金の貸付利率については、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
商品等の売上については、市場価格を参考にして決定しております。

（3）関連会社

種類	会社等の名称または氏名	資本金または出資金(百万円)	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
関連会社	株式会社キリン堂ホールディングス	100	小売業	所有 間接33.4	役員の兼任 債務保証	債務保証	44,277	－	－
						受取保証料	329	未収入金	141

（注）保証料率については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

9．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

10．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　1,524円29銭

（2）1株当たり当期純利益　150円38銭

11．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。